

中期計画の各項目	評価項目 (平成20年度の計画の各項目)	評価の視点 ◎:「満足のいく実施状況」と評価するために求められる実績 ○:その他の考慮要素	具体的な視点の例
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
<p>(1) 研究者の採用等の研究開発の推進</p> <p>①学際的な研究プロジェクトを展開。革新的な研究を実施するとともに、科学分野間の相互作用を促すことのできる研究領域において、研究組織を創設。</p> <p>②内外の研究者の招致。外国人研究者の割合を高める。</p>	<p>(1) 研究・教育活動、研究者の採用</p> <p>採用基準の明確化等、手続きの公平性・透明性に留意した上で研究者の採用を進める。</p>	<p>◎ 研究者（主任研究者（P I）、その他の研究員、技術員）（特に外国人）は着実に増員されているか。</p> <p>・ 21年度供用開始予定の収容規模（20 P I）、開学時の想定規模（50 P I）に照らして、進捗状況は順調か。</p> <p>◎ 公平性・透明性に留意した採用が行われているか。</p>	<p>・ 機構の構想（神経科学、数学・計算科学、分子科学）に適した構成となっているか。</p> <p>・ 国際的なバランスが取れているか。</p> <p>・ 開学時の想定規模（50PI）に達するまでに重点的に拡充する分野等に関する計画が立てられているか。</p> <p>(特に主任研究員について)</p> <p>・ 先行的研究事業として十分な研究活動を行っているか。(エフォート50%以上を目安)</p> <p>・ 上記以外の場合において、他所での研究活動と機構における研究との連携が取れているか。</p> <p>・ 上記二点を満たさない場合には、本項目の研究活動の定量的な評価としては、そのエフォートを勘案したもので評価する。(例えば、エフォートが10%であれば、0.1人)</p> <p>・ 国際的な公募を行ったか。あるいは、公募に類する人材発掘が行われたか。</p> <p>・ 適切な手続き(外部の研究者を含めた選考委員会による評価やインタビューの実施等)を経た人選を行っているか。</p> <p>・ 選考の手続き、選考委員会のメンバー、選考の際に重視する要素を公表している等、透明性は確保されているか。</p>
<p>(2) 研究成果の普及</p> <p>④知的財産保護のための管理体制の整備。特許等に係る収入を配分する仕組みを構築する。</p>		<p>◎ 知的財産の適切な管理・活用のための体制整備が適切に行われているか。</p>	<p>・ 知的財産の創造、保護、活用を戦略的・組織的に進めるための体制が、機構の研究事業の規模に照らして十分といえるか。内部専任人材の育成・確保等、体制整備のための取組が進められているか。</p> <p>・ 研究者全体への知的財産のルール周知や啓発が行われているか。</p>

中期計画の各項目	評価項目 (平成20年度の計画の各項目)	評価の視点 ◎:「満足のいく実施状況」と評価するために求められる実績 ○:その他の考慮要素	具体的な視点の例
2 業務運営の効率化に関する事項			
(1)組織運営及び財務管理 ①管理運営業務の効率化。 ②財務管理の仕組みの構築や各種規則の整備。	引き続きコンプライアンスの確保に努めるなど、内部統制・ガバナンスの充実を図る。  契約は原則として一般競争入札等によることとし、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に進め、その取組状況を公表する。	◎コンプライアンス確保、内部統制・ガバナンスの充実に向けた取組は十分か。  ◎契約が原則として一般競争入札等によることとされるとともに、「随意契約見直し計画」が着実に実施されているか。	・コンプライアンス体制は十分に整備されているか。また円滑に運用されているか。 ・例えばコンプライアンスを実践するための具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」の策定及び活用、職員に対する研修の実施等、コンプライアンス確保に向けた具体的な取組が行われているか。 ・監事監査が「独立行政法人整理合理化計画」に基づき適切に行われているか。 ・「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、業務・マネジメントに関する国民の意見募集が行われ、業務運営に反映されているか。  ・「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況は適切か。計画通りに進んでいない場合には、その合理的な理由があるか。 ・会計規程、契約事務取扱規則が、国の基準と比較して適切か(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価(契約の適正化に係るもの)(平成21年1月)の指摘内容を踏まえ、適切な対応が取られているか)。 ・一般競争入札のうち、1者応札率が高い場合には、制限的な応札条件が設定されていないか。競争性・透明性が十分に確保されているか。 ・監事監査による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス(チェック体制、抽出方法、抽出件数、チェック方法等)は適切か。
(2)活動評価  運営委員会の下に先行的研究事業の研究評価を行う特別委員会を設置し、評価を行う。その他の活動については、年次報告書を運営委員会に提出、同委員会が評価を行う。	先行的研究事業について、十分な成果が上がっているかとの観点から厳格な科学的評価を行う。  平成20年度については、2名の代表研究者について業績評価を完了するとともに、他の代表研究者についても、計画的に評価が実施されるよう準備を進める。	◎先行的研究事業の評価が適切な方法により、計画的に実施されているか。  ・適切なプロセスの下で評価が行われたか。	・機構の運営に関与しない外部の評価者の参加を得て評価を行っているか。 ・中期計画において評価委員会が運営委員会の下に置かれるとされていることを踏まえ、運営委員会の適切な関与(評価委員会の人選、評価結果の報告)があるか。 ・評価の過程において、現地調査あるいはインタビューなど、直接研究者の考えを聴取する手段を講じているか。 ・評価に当たって、成果のみならず、今後の研究の可能性について十分配慮があるか。 ・評価結果を人事や資源配分に反映させる仕組みが整っているか。